

令和6年度（2024年度）

西宮市立甲陵中学校PTA

PTAのしおり

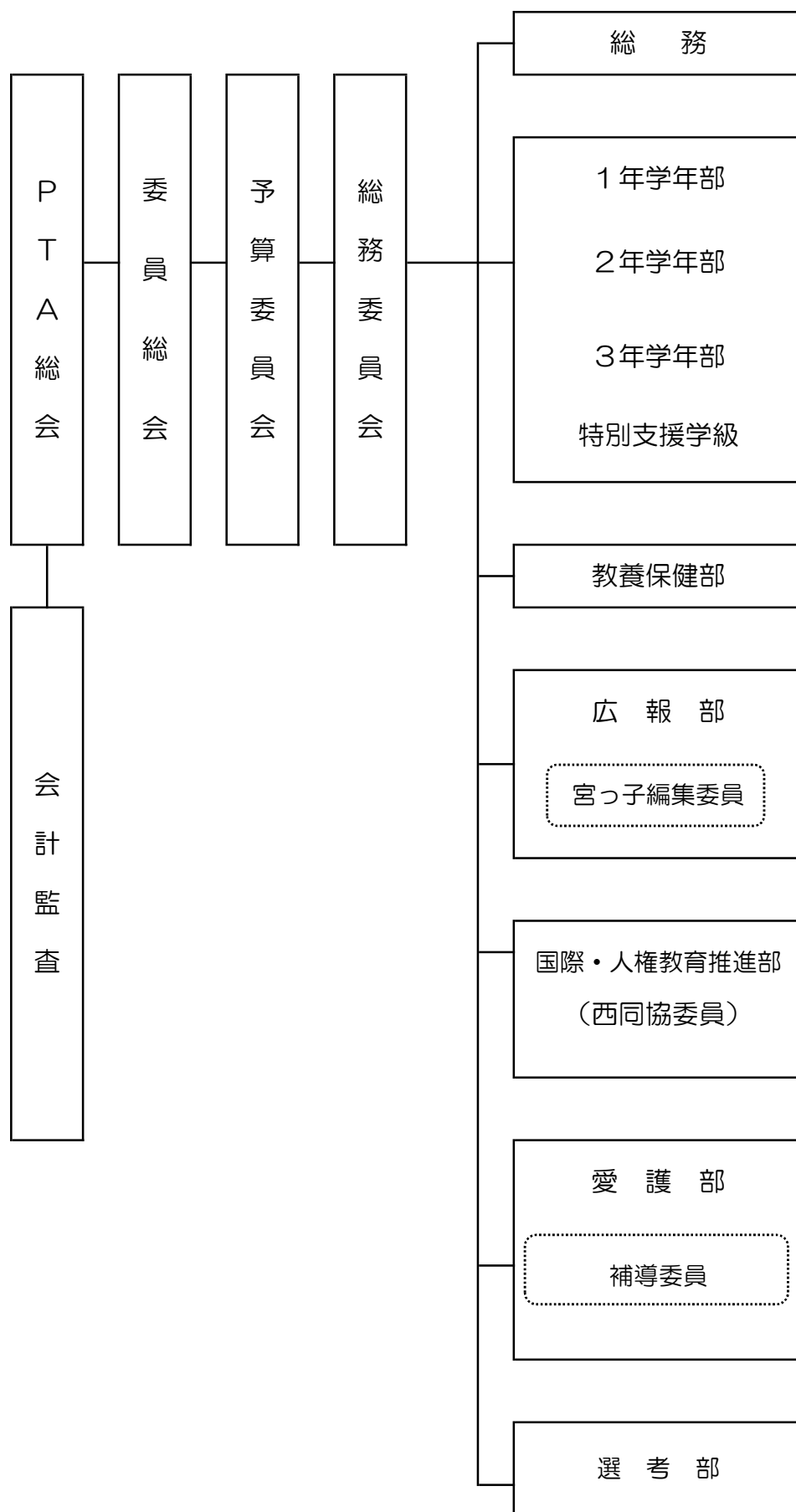
☆ 再発行はしませんので、卒業まで保管してください。

なお、内容に変更がある場合は、「PTAだより」

等でお知らせします。

西宮市立甲陵中学校PTA

P T A組織図



◎ 甲陵中学校PTAの概要

— 甲陵中学校PTAの意図 —

- ・ 本校は甲東小、上ヶ原小、段上西小の3小学校区から構成されています。会員同士が広く交流することにより、大きな保護者の輪をつくりましょう。
- ・ 会員の交流を通じて、学校や地域との連携を深め、子どもたちが落ち着いた環境のなか、学習に集中できるよう、校風確立に協力しましょう。

— 本校PTAの構成員 —

本会は、生徒の保護者および教職員で組織されています。

- ① 「総務役員」…会長、副会長(2)、書記(2)、会計(2)の7名
- ② 「地区委員」…各小学校区より若干名選出
- ③ 「学年委員」…各学年より学級数に応じた人数を選出。特別支援学級より1名選出。
(学年部に所属)
- ④ 「外部団体委員」…補導委員(3)、宮っ子編集委員(2)
* 西同協委員(1) 国際・人権教育推進部より選出
- ⑤ 「顧問」…原則として各部1名
- ⑥ 「会計監査」…3名

— PTA開催の会議 —

- ・ 「定期総会」…年度始めに対面もしくは書面にて開催。最高議決機関。
- ・ 「委員総会」…必要に応じ開催。(上枠の①～⑤対象)
定期総会に次ぐ議決機関。
- ・ 「総務委員会」…隔月(4・8月は除く)開催。校長、教頭、総務役員、各部より代表1名、特別支援学級代表で構成。
- ・ 「部会」…総務委員会開催後、速やかに部員と顧問にて開く。

— PTA会費について —

PTAは皆さんの会費にて運営されています。

会員は同時に「西宮市PTA協議会(P協)」・「兵庫県PTA安全会」の会員となり、各々の負担金は会費から支払います。

※ PTA安全会とはPTA会員および生徒、同居の親族が対象となり、PTA行事に参加しているあいだ(往復途中含む)にケガをし通院したときに補償されます。

— PTAの発行物 —

- ・ PTAのしおり
- ・ PTAだより
- ・ 各部より行事の案内 ほか
- ・ 広報紙「甲陵」
- ・ 国際・人権教育推進部だより「和」

— PTA関連諸団体 —

- ・ 西宮市PTA協議会(P協)
- ・ 西宮市人権・同和教育協議会(西同協)
- ・ 甲東・上ヶ原・段上西地区青少年愛護協議会(青愛協)
- ・ 甲東・上ヶ原・段上西地区スポーツクラブ21(SC21)
- ・ 社会福祉協議会甲東支部上ヶ原分区・甲東分区(社協)

◎ 各組織の役割と活動

総 務

☆ 総会で承認された事業計画、予算に基づいて学校と連携をとり、よりよいPTA活動を推進するための企画、運営にあたる。

会 長・・・組織全体の動きを把握し、よりよい方向へ進むよう、会務を円滑に運営する。

副会長・・・会長を補佐し、ときにはその任務を代行する。
企画、立案の実務、学校との連絡、役員と委員の調整。

書 記・・・庶務および議案書その他の文書、資料の作成と保存にあたる。

会 計・・・一切の会計処理と財産管理。「予算委員会」にはかる予算、決算、補正予算の原案作成や、「総会」および「総務委員会」における予算、決算の議案説明にあたる。

<主な活動>

- ・ 総会、委員総会の開催
- ・ 総務委員会開催
- ・ 会議の記録、文書の作成と保存
- ・ 事業報告、事業計画案の作成
- ・ 予算書、決算書の作成
- ・ 会計監査実施
- ・ 予算委員会開催
- ・ 「PTAだより」発行
- ・ 各部開催の行事および印刷物の把握
- ・ PTA関連諸団体の会合出席および講演会、行事への参加呼びかけ
- ・ 学級PTA、学年PTA開催
- ・ 制服リユース運営
- ・ 学校の制服検討委員会に出席（随時）

学年部（1年、2年、3年）

☆ 会員相互の親睦を深め、学級、学年をまとめる役割を果たす。

<主な活動>

- ・ 各学年部会開催
 - ・ 「トライやる・ウィーク」協力
 - ・ 給食試食会協力
 - ・ 学校行事協力
- ＊ 「特別支援学級」より選出の代表1名は、原則として交流学級の学年に所属して活動を行う。

教 養 保 健 部

- ☆ 学級や学年の枠を超えて、子育て、教育について話し合い、学ぶ機会を提供し、会員の学習と文化的活動を担う。

<主な活動>

- ・ 部会開催
- ・ 講演会、講習会など開催
- ・ 給食試食会開催
- ・ 親子読書会(校内、市内)参加協力

広 報 部

- ☆ P T A活動や学校行事を取材し、編集発行をする。
会員が知りたいことや、P T Aとして知らせたい情報を伝達する役割を担う。

<主な活動>

- ・ 部会開催
- ・ 広報紙「甲陵」企画、取材、編集、発行

宮っ子編集委員 2名
甲東・段西、上ヶ原コミュニティ委員会へ派遣

- ＊「宮っ子編集委員」は、公募による立候補者から決める。

国際・人権教育推進部

- ☆ 学習や実践をとおして日常生活のなかで、国際・人権教育の推進をはかる。

<主な活動>

- 部会開催
- ・ 人権教育推進計画書作成
- ・ 講演会開催
- ・ 西宮市人権・同和教育協議会（西同協）P T A部会および関連行事に出席
- ・ 国際・人権教育推進部だより「和」発行
- ・ 研修会参加

愛 護 部

☆ 生徒の安全のための活動を行い、地域との連携をはかる。

- ・ 部会開催
- ・ 校区内の地区巡視（週1回）
- ・ 門戸厄神大祭などの地区開催行事協力・巡視
- ・ 講演会開催
- ・ 学校行事協力
- ・ P T A関連諸団体の会合出席

補導委員・・・甲東、上ヶ原、段上西地区各1名。計3名

「補導委員」は、公募による立候補者から決め、愛護部と連携して、活動を行う。

選 考 部

- （1）会長、副会長、書記、会計、会計監査候補選出選考委員
各学年から2名ずつ選出された計6名で構成する。
- （2）学年委員選出選考委員
前年度総務役員をもって構成する。
- （3）地区委員選出選考委員
前年度地区委員をもって構成する。

第1章 総 則

第1条 本会は西宮市立甲陵中学校P T Aと称する。

第2条 本会の事務所を西宮市立甲陵中学校内に置く。

第3条 本会の目的を次の通りとする。

- 1 学校と家庭との連絡を強化する。
- 2 地域社会における生徒の福祉を増進する。
- 3 地域社会における生徒の福祉を増進する。
- 4 民主教育を助成し進んで社会文化の向上に貢献する。

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 教師と保護者との連絡を緊密にし学校教育の理解と振興をはかる。
- 2 学校設備の充実と改善をはかる。
- 3 生徒の家庭における生活の改善について研修する。
- 4 生徒を善導するため、よりよき地域社会の建設に協力する。
- 5 その他必要な事業を行う。

第2章 会 員

第5条

1 資格	本会の加入資格は本校に在学する生徒の保護者と本校に勤務する職員とする。
2 加入	加入に際しては、加入届を提出するものとする。
3 退会	退会を希望する者は退会届を提出するものとする。但し、転出・卒業に伴い、加入資格を喪失する場合はこの限りでない。

第6条 本校区内に住み本会の趣旨に賛同し3人以上の正会員の推薦のあったものは、委員総会の承認を経て賛助会員になることができる。

第3章 役員 ・ 委員 ・ 会計監査

第7条 本会に次の役員・委員・会計監査を置く。

1 会長	1名
2 副会長	2名
3 顧問	若干名
4 書記	2名
5 会計	3名（P：2名、T：1名）
6 委員	若干名
7 会計監査	3名

第8条 役員・委員・会計監査の任務を次の通り定める。

- 1 会長は本会を代表し会務を処理する。
- 2 副会長は会長を補佐し会長に事故等あるときはこれを代理する。
- 3 顧問は会長の諮問に応じ本会の運営に関する意見を述べるものとする。
- 4 書記は本会の記録に関する一切の事務を行う。
- 5 会計は本会の会計に関する一切の事務を行う。
- 6 会計監査は本会に関する会計事務を監査する。
- 7 委員は本会の重要事項を審議する。

- 第9条 役員・委員・会計監査の選出は次の方法による。
- 1 会長・副会長・書記・会計・会計監査はすべてのPTA会員による推薦を考慮し、選考委員が選考にあたり、定期総会において承認を得るものとする。
 - 2 顧問は委員総会で委嘱する。
 - 3 委員は会員の互選によって選出する。
 - 4 役員・委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて役員が人選し会長が任命する。

- 第10条 役員・委員の任期は定期総会の日に始まり、翌年3月31日に終わる。但し、任期終了後も新役員・委員が決定するまで任務を行うものとする。

- 第11条 任期中に役員・委員に欠員が生じた場合、補充された役員・委員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 組織および任務

- 第12条 本会に次の学年部、専門部を置き、委員をもって構成する。各学年・専門部代表は所属部員の互選による。
- 1 学年部 学年委員をもって構成し、学年PTAの企画運営を行い、各専門部活動に協力する。
 - 2 専門部 学年委員のうち学年部に所属しない者は、次の教養保健部、広報部、国際・人権教育推進部のいずれかに所属する。愛護部は地区委員をもって構成する。
 - ・ 教養保健部 学習を主とした研修活動の計画実施と、子どもの健康の充実をはかる。
 - ・ 広報部 各部の事業計画・学校行事など広報し、PTA広報活動の中核となる。
 - ・ 国際・人権教育推進部 人権教育を広く推し進めるための活動を行う。
 - ・ 愛護部 地区委員をもって構成し生活指導にもあたる。
 - 3 各部は、総務委員会の承認を経て休部することができる。

- 第13条 総務委員会は会長・副会長・書記・会計及び各学年・専門部代表をもって組織し、諸行事の企画・調整を行う。

第5章 会 議

- 第14条 本会の会議は次の通り定める。
- | | | | | |
|---------|--------|--------|---------|---------|
| 1 定期総会 | 2 臨時総会 | 3 委員総会 | 4 予算委員会 | 5 総務委員会 |
| 6 学年委員会 | 7 学年部会 | 8 専門部会 | | |
- 第15条 定期総会は毎年1回5月に開き、会員の3分の2以上の出席をもって成立する。委任状をもって出席にかえることができる。
本会は次の事項を決議する。
- 1 予算・決算に関する事項
 - 2 事業の基本方針に関する事項
 - 3 役員・委員の改選に関する事項
 - 4 会則の改正に関する事項
 - 5 その他の重要事項
- 第16条 前条の事項に関する議決については、総会において出席者の過半数を要す。可否同数の場合は議長が決定する。
- 第17条 会員の3分の1以上の要求があった場合、又は会長が必要ありと認めた場合は臨時総会を開くことができる。
- 第18条 委員総会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。委任状をもって出席にかえることができる。議決については、出席者の過半数を要す。可否同数の場合は議長が決定する。
本会は次の事項を決議する。
- 1 予算の確認
 - 2 その他の重要事項

第6章 会 計

第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第20条 本会の一般経費は会費をもってこれを充当する。

第21条 1 会費は生徒及び職員の家庭数を単位として一定の金額を納めるものとし、その金額は毎年定期総会において決定する。但し、総務委員会の承認を経て会費の減免を受けることができる。
2 会費の納入方法は総務委員会で決定する。

第22条 本会の財産目録及び収支決算書は毎年定期総会において会員に報告する。

第23条 本会の会計帳簿は会員の要求があった場合いつでもこれを見せなければならない。

附 則

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 本会則は、昭和57年4月1日 | から施行する。 |
| 2 本会則は、平成 2年5月9日 | から改正・施行する。 |
| 3 本会則は、平成11年4月1日 | から改正・施行する。 |
| 4 本会則は、平成16年5月7日 | から改正・施行する。 |
| 5 本会則は、平成18年5月12日 | から改正・施行する。 |
| 6 本会則は、平成19年5月2日 | から改正・施行する。 |
| 7 本会則は、平成26年5月7日 | から改正・施行する。 |
| 8 本会則は、令和3年5月14日 | から改正・施行する。 |
| 9 本会則は、令和6年2月22日 | から改正・施行する。 |

《甲陵中学校PTA役員・委員・会計監査の選出についての内規》

1. 会長・副会長・書記・会計候補の選出

- (1) 選出人数
会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名
(同一小学校に偏らないことが望ましい)
- (2) 選出方法
全てのPTA会員により、候補の推薦をし、その意向を考慮し、選考委員が選出にあたる。

2. 委員の選出

- (1) 各学年より選出する委員(学年委員)
 - ① 選出人数
各学年ごとに学級数に応じた人数、特別支援学級より1名
 - ② 選出方法
 - ・ 立候補により選出する。
 - ・ 立候補がない場合は、抽選により選出する。
- (2) 地区より選出する委員(地区委員)
 - ① 選出人数
小学校区ごとに若干名
 - ② 選出方法
 - ・ 立候補により選出する。
 - ・ 立候補がない場合は、抽選により選出する。

3. 会計監査の選出

- (1) 選出人数
3名(役員経験者と未経験者を含むことが望ましい)
- (2) 選出方法
全てのPTA会員により、候補の推薦をし、その意向を考慮し、選考委員が選出にあたる。
- (3) その他
会計監査は、役員・委員経験者とみなさない。任期は最長2年とする。

4. 選考委員の構成

- (1) 会長・副会長・書記・会計・会計監査候補選出選考委員
各学年より2名ずつ選出(計6名)
- (2) 学年委員選出選考委員
前年度総務役員をもって構成する。
- (3) 地区委員選出選考委員
前年度地区委員及び前年度総務役員をもって構成する。

5. 内規の改正

この内規の改正は、総務委員会の承認を要する。

附 則

- 1 本会則は、平成11年4月1日 から施行する。
- 2 本会則は、平成19年4月1日 から改正・施行する。
- 3 本会則は、平成26年5月7日 から改正・施行する。
- 4 本会則は、令和3年5月14日 から改正・施行する。
- 5 本会則は、令和4年11月8日 から改正・施行する。
- 6 本会則は、令和6年2月1日 から改正・施行する。

《甲 陵 中 学 校 P T A 弔 慰 規 定》

- 第1条 この規定は、西宮市立甲陵中学校PTA会員並びに本校生徒を対象とする。
- 第2条 前条の規定に定めた者が死亡した時は、香料として10,000円をおくる。ただし、葬儀参列不可能な場合は弔電も打つ。
- 第3条 櫛（しきみ）に代わるものとして弔旗を使用する。
- 第4条 その他明文なき事項については、総務委員会の承認を必要とする。ただし、急を要する場合は会長が決定し、総務委員会で事後報告をする。
- 第5条 弔慰を受けた者は、返礼を要しない。
- 第6条 この規定変更は、総務委員会の承認を要する。
- 第7条 この規定は、平成2年4月1日より実施される。

附 則

- 1 本会則は、平成17年9月6日 から施行する。
- 2 本会則は、平成27年4月1日 から改正・施行する。

《部 活 支 援 金 に つ い て の 規 定》

- 第1条 目 的
この規定は、学校長が認める部活動において、学校を代表して総合体育大会、新人大会、またはそれに準ずる大会において全国大会又は近畿・関西大会に出場する部に対して、支援金を交付し、保護者の負担軽減及び部活動の奨励を図ることを目的とする。
- 第1条 支援対象
1 対象は、個人・団体の別を問わない。また、体育系・文科系の別を問わないものとする。
2 学校の部活動以外の団体等は対象としない。
3 学校からの要請があった場合、総務委員会で決議する。
- 第3条 支援額
総合体育大会、新人大会、またはそれに準ずる大会において全国大会又は近畿・関西大会
1 大会につき、5名以上の場合20,000円、5名未満の場合は10,000円とする。また、宿泊を伴う県大会以上の1大会につき、5名以上の場合10,000円、5名未満の場合5,000円を増額する。
- 第4条 基 金
支援金に要する費用は、PTA会費から支出する。
- 第5条 報 告
1 本補助金は、交通費・宿泊費等の補助を主目的とするため、使途に関する会計報告は求めないものとする。
2 本大会に欠場したときは、速やかに返金するものとする。
- 第6条 その他
本規定に定めのない事項については、総務委員会で協議して定めるものとする。

附 則

- 1 本会則は、平成28年4月1日 から施行する。
- 2 本会則は、令和4年5月13日 から改正・施行する。

《甲 陵 中 学 校 P T A 個 人 情 報 取 扱 規 定》

- 第1条 目 的
甲陵中学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。
- 第2条 責 務
本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。
- 第3条 管理者
本会における個人情報データベースの管理者は、本会の会長とする。
- 第4条 取扱者
会における個人情報データベースの取扱者は、本会の役員および委員とする。
- 第5条 秘密保持義務
個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 第6条 収集方法
本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。
- 第7条 利用
取得した個人情報は、次の目的のために利用する。
1 会費集金・管理、その他の文書の送付
2 会員名簿、委員会名簿の作成および会員への配布
3 PTA活動をする上で必要な事項
- 第8条 利用目的による制限
本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 第9条 管理
1 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。
2 不要となった個人情報は管理者立ち会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第10条 保管および持ち出し等
個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。
- 第11条 第三者提供の制限
個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
1 法令に基づく場合
2 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
3 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要がある場合
4 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

- 第12条 第三者提供に係る記録の作成等
個人情報等を第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- 1 第三者の氏名
 - 2 提供する対象者の氏名
 - 3 提供する情報の項目
 - 4 対象者の同意を得ている旨
- 第13条 第三者提供を受ける際の確認等
第三者（第11条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは次の項目について記録を作成し保存する。
- 1 第三者の氏名
 - 2 第三者が個人情報を取得した経緯
 - 3 提供を受ける対象者の氏名
 - 4 提供を受ける情報の項目
 - 5 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)
- 第14条 情報開示等
本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは法令に沿ってこれに応じる。
- 第15条 漏えい時等の対応
個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は直ちに管理者に報告する。
- 第16条 研修
本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意条項について研修を実施し、研修の機会を設けるものとする。
- 第17条 苦情の処理
本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。
- 第18条 改正
本会の「甲陵中学校PTA 個人情報取扱規則」は総会において改正する。

附 則

- 1 本会則は、平成30年4月1日 から施行する。